

「三條教則」 関係資料 (二)

本号は

- 【本教要話】 田中知邦 (明治五年十月)
  - 【示蒙教導三條略弁】 田中知邦 (明治六年一月)
  - 【教諭凡道案内】 佐田介石 (明治五年)
  - 【説教訓導道志留倍】 第三編 [抄出] 吉永良祐 (明治六年三月)
  - 【三條愚弁】 福田行誠 (明治五・六年頃?)
  - 【開化のは那し】 [抄出] 曲肱軒主人 (明治五年冬)
  - 【三則教の捷徑】 仮名垣魯文 (明治六年七月)
- の七点を收める。(内訳、神道系一点、仏教系三点、一般人士二点)

## 解題

### 『本教要話』 田中知邦（明治五年十月）

本書は国学院大学「河野省三文庫」所蔵本。著者は田中知邦である。版本、和装袋絲綬、縦三・五糸、横一五糸、表紙に「本教要論」（「論」の右脇に「話」と訂正文字あり）とある。次いで「緒言」一丁と本文八丁が続き、全九丁より成る。奥付に「田中氏藏版 明治五壬申歳冬十月 東京書肆 日本橋通十軒店 鈴木喜右衛門」とある。

著者の田中知邦は弘化四年二月二十八日、近江国膳所藩栗太郡辻村の郷士、田中七右衛門知足（先祖は八田氏）の長男として生まれた。十歳で家名を相続し、十三歳で江戸深川に行き、家職の銅鍊の諸器鑄造（寛永年間に創業）を継ぐが、十八歳の時生家に戻り、家職を分家に譲り、自身は農商の業に従事しつつ、維新後戊辰（明治元年）の春より京師に往来、二年三月皇学所御用掛西川吉輔に従つて上京し、神祇官権判事青山景通の推举によつて官途に就いた。二年四月二十七日神祇官等外出仕、同年十月五日宣教權少主典となり、十二月十日相続を舍弟知忠に譲り、神祇の宣揚に専心した。以後、官職としては明治五年六月五日の教部省十一等出仕権中録を最後に、同年七月には免官（理由は不明）となり、七年五月十五日には国幣中社敢國神社（御祭神は敢國津神、三重縣上野市一之宮）権宮司中講義となつてゐる。したがつて、本書の著述は知邦二十六歳の時であつた。

このように、知邦の出自は神官の家ではなかつたが、尊皇の志篤く神祇顯揚に尽力した人物であつたためか、これに關して數点ほど建白をしている。第一は、明治五年七月四日教部権中録の時に提出した、太政大臣三条実美・參議大隈重信・參議板垣退助宛の「人民教導ノ議」と題する建白書である。この内容は「口上書」・「臣知邦立志概記」（これは明治五年六月四日伊勢の古市尾上町で書きあげたもの）・「本教大意」（これは明治五年四月に草したもの）の二部より成つてゐる。第二は、明治五年八月（同月十八日落手）の免官後、ただちに集議院に提出した「教導ノ儀

二付愚見書」と題する建白書である。そして第三は、明治五年九月集議院宛の「教官人材并教導施設ノ方法御下問ニ付奉答ノ覚」（これは「教導施設ノ方法愚見」と題する七項目が別紙として添付）である。この二点の建白書はいづれも『明治建白書集成』第二卷に収録されている。

以上のように、知邦は免官直後の明治五年七月・八月・九月と矢継ぎ早やにその存念を表明したあと、本書を刊行（十月）している点からみて、これは自身の存念を披瀝開陳して世に問うためのものであったと考えてよい。

本書の内容は「緒言」において「幼稚をして本教の大義たる敬神尊皇の概意を弁へ知らしめ、以て倫理に背かさらしめむがため」と記しているように、本文は「敬神尊皇 以上本教の要務」「右敬神の大意」「右尊皇の大意」から成るも、非常に平易に説いていることが特徴である。

なお、田中のその後の経歴については、ここで触れる余裕はないが、約二十点におよぶ編著述を見ればそのおおよそは理解できるであろう。以下、その著述を掲げておく。『大教安心論概略』（明治九年）・『大日本国教之要旨』、『一名大教安心論』（同十二年）・『民事成文律類纂』（同十三年）・『現行民事成文律類纂上下』第三編（同十四年）・『現行兵事布令要錄』・『現行行政法規類纂』（同十五年）・『現行滋賀県布令類纂』（同十五一二四年）・『官省及滋賀県学事布令類纂』（同十七年）・『区町村会法規類聚』（同十八年）・『市町村制実務要書』上下（同二十三年）・『市町村制実務要書』（同二十四一二十九年）・『普通教育事務要書』（同二十五年）・『陸軍召集事務要書』・『陸軍召集事務要書』（大阪鎮台管下）・『同』第三師団管下）・『衛生事務要書』（同二十七年）・『国民教育之要旨』（同二十八年）・『美保神社神徳略記』（同三十二年）・『神憑実話』（同四十四年）・『神拝心得要旨』（同四十四年）。

### 〔示蒙教導三條略弁〕 田中知邦（明治六年一月）

本書の著者は、先の『本教要話』と同じく田中知邦である。知邦の経歴等についてはそちらで述べたので省略する。

版本、和装袋絲綴、縦三一・二糸、横一四・五糸である。表紙題簽に「示蒙教導三條略弁 全」とあり、卷頭に三條教則（一丁）を掲げ、そのあと本文が続く。本文の内容内訳は「敬神愛國の旨を体すべきの概意」六丁、「天理人道を明にするべきの概意」四丁、「皇上を奉載し朝旨を遵守せしむるべきの概意」八丁、「明治五年の秋」とあることからすると、版行は翌六年一月ではあるが、五年の十月にはすでに脱稿していたようである。したがつて、年時的に言えば、先の『本教要話』版行の時点ではすでに本書を執筆していたことになる。

内容は、表題に「示蒙」とあるとおり、童蒙子女が対象となつていることもあつて、きわめて平易な表現となつてゐる。なお、翻刻に際しては国学院大学「河野省三文庫」所蔵本を使用した。

### 『教諭凡道案内』 佐田介石（明治五年）

本書は佐田介石の手による。原本は未だ管見に及ばないため、これを収録した『明治仏教思想資料集成』（第二卷）本（底本は大谷大学図書館所蔵）に依拠した。これによると本書は、版本、袋絲綴、八丁で、表紙に「コノ書ハ敬神愛國等ノ三章ノ意ヲ和解シ初心ノタメニ之ヲ教諭凡ノ上ニ案内シテ三章ヲ自在ニ説カシムル品ナリ」とあるように版行年時の記載はないが、これと一対をなす著述である『教諭凡』（袋絲綴、本文二十九丁）が明治五年八月の版行であることからみて、おそらくはほぼ同時期の五年中のものとしてよい。

著者の佐田介石は、熊本県飽託郡小島の浄土真宗本願寺派正泉寺住職である。幼名は観靈、字は断識、号は等象齋。文政元年四月八日、熊本県八代郡種山村（現、八代郡東陽町）の浄土真宗淨立寺住職広瀬慈博の子として生れ、正泉寺に入つて佐田姓となつた。本願寺の学林で学ぶが、当時の欧化思想に抗して天動等象器を作り、仏説による須弥山説、つまり天動地静説を唱えた。また舶来品を退け、国家の経済、富國の策の一環として国産品愛用の運動を各地に

展開し、「世益新聞」などを刊行して世俗の教導にあたつた。明治十五年十月北越巡錫中病に罹り、十二月九日に越田高田で入寂した。著述すこぶる多く、『仏教創世記』『栽培經濟論』『天動等象記』等三十余種がある。ランプ亡國論、鉄道亡國論の主張により旧を墨守した人物として知られているが、一面では報國護法の念篤く、月性と共に愛国僧でもあつた。

内容は、「敬神」条項において、「神ノ恩沢」と理解把握していることなどからみて、当時の佛教界一般の受けとめ方と同様、特に目新しい特徴は見られないが、末尾で「教法ト申スハ、神官ハ神道ヲ以テ説キ、僧家ハ仏道ヲ以テ説ク上ニアリ」と述べているように、神道人と一線を画し、佛教者としての立場を堅持しようとする姿勢は明確に示している。

### 『説教訓導道志留倍』第二編〔抄出〕 吉永良祐（明治六年三月）

本書は明治前期の浄土宗の僧で布教実践に尽力した吉永良祐の著述である。号は仁蓮社民譽定阿、字は自在。文政六年肥前天草の生まれ。天草寺で得度し、増上寺で学び、明治二年郷里に戻つて崇円寺住職となつた。同六年大講義となり、のち長崎や鎌倉、また小石川伝通院、同二十五年には京都の清淨華院六十六世法王となり、明治二十七年七十二歳で入寂した。天草の上人と呼ばれたと伝える。

本書は全体で初編・二編・三編・四編・五編とあり、その各編の目次項目と版行年時を示すと左のとおりである。

初編（明治六年三月） 「題辭」・「諸教の大意の事」・「神國正説の事」

二編（明治六年三月） 「天孫降臨の事」・「國体を弁知すべき事」・「皇國へ漢土天笠の教伝來の事」

三編（明治六年三月） 一「説教者心得之事」・二「説教規則之事」・三「三世善惡因果之事」・四「諸宗伝通之事」・五「説教大旨之事」

四編（明治六年五月）

「十七憲法之事」・「清原国賢朝臣日本紀跋」・「隨神の教といふ事」・「雲居禪師十悔

箴の事」

五編（明治七年三月）  
「雲居禪師十悔の弁」・「同付録」

いづれも東京浜松町の西山堂発行である。このなかで、三條教則の衍義箇所は第三編「説教大旨之事」である。よつて当該箇所だけを抄出し掲載した。

先にも述べたとおり、この時期の良祐は天草崇円寺住職で教導職権大講義であった。したがつて、本書刊行の目的は道志留倍（道しるべ）という書名からも明らかのように、教導職中の末寺の訓導に対して、彼らの説教の際の参考に供するためのものであつたと言つてよい。

なお、本書は「河野省三文庫」にも所蔵するが、ここでは『明治仏教思想資料集成』（第一巻）所収本を使用した。

### 『三條愚弁』福田行誠（明治五・六年頃？）

本書の著述者は、明治初期に活躍した浄土宗の僧福田行誠である。諱は大堂。文化六年武藏国に生まれ、幼少時は小石川伝通院の寛淳のもとで得度、のち南都北嶺に修学し宗乘をはじめ唯識・俱舍・天台などを学んだ。天保五年二十六歳で『仏遺教經節要』を講じて名声あがり、四十四歳で伝通院学頭となつた。慶応二年回向院住職となり、維新後の廢仏毀釈に対しては仏教各宗をまとめてその盟主となり、またキリスト教批判書をあらわして大教院教頭ともなつた。明治九年伝通院貫主、同十二年芝の増上寺法主、晩年には知恩院門主、浄土宗管長となり、明治二十一年四月二十五日八十歳で入寂した。伝宗伝戒を守り、著述も多く、その徳望は明治時代全般を通じて真言宗の糸雲照と並び称され、二大臣星と評されている。帰依するもの明治の元勲をはじめ、きわめて多かつた。

すなわち、当時の佛教界の代表的存在であつたせいか、本書の内容や表現は決して神道に阿おもねつたところがない。

まづ冒頭に「念佛行者はむかしより念佛よりほかのことは知らぬことなれば、行者が今七、八十歳に及びたる身の、いかなる御沙汰があればとも、急に改めそれをやめにして敬神愛國のことばかりを説いて一切衆生に極楽はどうでもよいわ」というようななる説教はできぬぞ」と述べていることがそれを証する。そして、全編を通じて自己の佛教者としての立場、特に他力念佛の行者としての立場を明確に主張している。佛教者による三條教則の衍義書は決して少くないが、これだけはつきりと自己の立場を打ち出し明示しているものは他に例を見ない。その意味においても、一読に値する書物であることは言うまでもない。

本書はすでに『行誠上人全集』（昭和一七年、望月信道編、昭和五二年、大東出版社）・『現代日本思想大系』七、昭和四〇年、筑摩書房）に収めるところではあるが、どちらも著述の刊行年時の記述がない。ただ、表現における強いつ姿勢からみると、発布後あまり時日が経ったのちのものとは思ひがたい。それよりも、かなり早い時期とみる方が自然である。よつて一応は明治五・六年頃と推測しておいた。なお、翻刻に際しては『行誠上人全集』所収本を用いた。

### 『開化のは那し』〔抄出〕 曲肱軒主人（明治五年冬）

明治初年頃、旧弊一洗・文明開化の名のもとに新旧思想を言い争そわせた趣向の、開化物と称してよい一連の書物が刊行されてゆくが、本書もその類の一つである。四六版型の版本、袋縫綴で表紙に「曲肱軒主人著 開化のは那し 行田博文堂梓」とあり、曲肱軒主人なる人物の実名は明確ではない（辻弘想か？）が、武州行田の博文堂からの上梓とわかる。次いで「題辭」二丁のあと、「治申抄冬」と記した「自叙」一二丁が続く。これによつて、明治五年冬の版行であることがわかる。そのあと本文三十丁が続く。本文の内容の内訳は、卷上（第一回「三人寄れば文明の開化論」）が十一丁、卷下（第二回「田畠間の政治論」・第三回「説教帰途の宗旨論」）が十九丁となつてゐる。

内容は開化物の特徴であるおもしろおかしく読める趣向の点からみても、深いものではなく、キリスト教における新教と旧教・イスラム教などの説明があり、末尾に三條教則についてすこし触れた程度で純粹に衍義書と言えるか、甚だ疑問ではある。しかし、神仏關係者以外からの衍義書の類はあまりない。よって、当時の一般人士の意識をうかがう意味において本書を掲載した。

なお、本書はすでに『明治文化全集』第二十四巻「文明開化篇」において、辻弘想著『開化のはなし』二篇（明治十三年十二月、上州高崎田町博文堂銅吉の発行）と合冊されたものとして収録しているが、翻刻に際しては国立国会図書館所蔵の原本から直接にこれをおこなつた。

### 『三則教の捷徑』 仮名垣魯文（明治六年七月）

本書の読み方は「教の捷徑」と言い、著者は明治時代前期の戯作者として著名な仮名垣魯文である。絵入りの版本で、縦一八・五糸、横一一・五糸である。巻頭に「自叙」、そして本文が続く。本文の内容内訳は「敬神愛国のはざわかり俗解」・「天理人道の俗解」・「皇上奉戴朝旨遵奉の俗解」となっていて、全二十四丁より成る。

魯文は文政十二年一月六日、江戸京橋の魚屋佐吉の子として生まれ、名を兼吉と称した。のち本名を野崎文藏とあらためている。幼より書物を好んで風流の心があり、丁稚奉公の傍らで俳諧・狂句を学び、最初は和堂珍海と称した。その後、狂言作者戯作者の花笠文京（号は魯介）の門に入つたことから、のち英（はなざき）魯文と称し、放浪生活をしながら作品を書き、万延元年仮名垣魯文と名乗つた。号は鈍亭。代表作に『西洋道中膝栗毛』『安愚樂鍋』などがあるが、その他瓦版の文章、流行歌や新聞の連続小説など、いわゆる明治開化期の流行作家でもあった。明治二十七年十一月八日六十六歳で没した。法名は仏骨庵獨魯草文居士。

魯文は開化期の戯作者として時勢に敏感であった。したがつて、三條教則についてもただちに反応を示すのである。

すなわち、戯作界では明治五年七月に「著作道書キ上ゲ」と称する一種の答申者（代表は魯文と山々亭有人）のようなものを政府に提出する。「素ヨリ戯作ハ識者ニ示スニ非ズ、不識者ヲ導クモノニ候。尚依然トシテ守株仕候アハ、迂遠ニ陥イリ、曖昧ニ流ルル而已ナラズ、其弊ツイニ人ヲ過リニ至ルベシ、依テ爾後、從来ノ作風ヲ一変シ、乍「恐教則三條ノ御趣旨ニモトツキ著作」可仕ト商議決定仕候。」これにもとづき、魯文は素早く方向を転換し、「著作道書キ上ゲ」提出以前の明治五年六月には三條教則の趣旨を奉ずる『大洋新語蛸入道魚説教』（初編）を刊行した。その内容は、竜宮王が文明開化の時勢により、龍宮界も開化の方向に向かうべく魚類に喻示し、魚類の各大臣たちはそれを受けて大改革のため集議院を設けるという物語である。ただ、これに続く第二編・第三編は予告はしたが、不評のせいか刊行はしなかった。挿図が仲々の趣向であつておもしろいものではあるが、全体の調子からみて衍義書の範疇には入れがたい（河野省三氏は、これを三條教則関係の目録に入れている）ので、ここでは省くことにした。

次いで明治六年七月、魯文はこの路線を継続する著作を刊行した。それが本書なのである。韻文調、七五調で一般庶民の耳に入りやすい形式で趣意を示している点は、内容やレヴエルの問題は別にして、いかにも庶民の立場からの理解の仕方であつたことをうかがわせる。戯作者としての面目躍如と言つてよいかもしない。神道家や仏教者の衍義書における叙述形式とはまったく異なり、挿図も含めて少々諷刺的ではあるが、一般庶民の受けとり方は、実際にはこのようなものであつたのかもしれない。その意味で、衍義書の変則型ではあっても掲載しなければならない。

なお、本書は『明治文化全集』第十九卷「宗教篇」に、すでに収録されているのでこれに拠つた。

（三宅）

## 凡例

凡例については前号に従つた。なお、ルビは原則として削除したが、著述者の意を示す箇所や難読箇所については、これを残した。

資料

『本教要話』 田中知邦 (明治五年十月)

本教要話

緒言

此書は幼稚をして本教の大義たる敬神尊皇の概意を弁へ知らしめ、以て倫理に背かさらしめむがため、今知邦が愚意管見を略記する所なれば、極めて誤意謬語多からむ。冀くは看官宜しく取捨質正し給はむ事を。

明治五年壬申秋八月かくいふは

近江国人

田中知邦

原に座しまして世界万邦を照臨し、人間諸物を化育し給ふ。夫皇太神を天祖と称し奉り、伊勢神宮を第一に崇敬し給ふも、天皇の御高祖にして是等の御洪徳ましますが故也。凡そ地球上にある者貴賤賢愚の別なく、人間万物悉く此の日神太神 天照星の御光徳を蒙らずむば一も生育する事能はず。これ日神を無上至尊と崇敬し奉らざるを得ざる所以なり。仰がすむばあるべからず、敬はずむばあるべからず。又大国主神は皇太神の御弟なる建速須佐之男尊の御子孫にして、地球上の幽事を總轄し給ふの大神也。

所々の產土神は各土地を分司し、殊に其氏子を愛護し給ふの大神なり。然れば此神等をも崇敬せずむばあるべからず。抑敬神の要是天神の天地泉の三球を始め、其他一切を創造し給ひ、天祖の六合を照臨し人間万物を化育し給ふの大御心に背かず。各固有の真心を以て崇奉敬事し、伊邪那岐大神のうづの大御子に座しまして、其御光り美以上本教の要務

天祖天照皇太神は国土人間万物を修理堅固生成し給ひし、伊邪那岐大神のうづの大御子に座しまして、其御光り美

序、朋友の信、此の五倫に戻らず其職業を励精するを第一とすべし。

#### 右敬神の大意

皇孫歴代の天皇は皆高天原の大主宰たる天照皇太神の御正統に座しませり。神代の昔皇太神の御孫君瓊瓊杵尊を大日本に天降し大君主と定め玉ひ、万代不易瑞穂國日本の古名の大君主たるは皇孫にかぎるべしと仰せられし神誓空しからず。既に一百数十代の今日に至ると雖も、皇統變る

事なく、うごく事なく、隆々盛々として六大洲中に比類ある事なし。是御代々々の天皇を皇孫と云ひ、明神と尊称する所以也。奉戴せずむばあるべからず、尊仕せずむばあるべからず。夫政は國家富強万民安全のために立置き給へる者にして、天皇親ら之を總知し天神地祇を祭祀し玉ひて天下安寧億兆保全を挙り玉ふは、是則祖宗の神訓を奉じ給ひて天職を尽し玉ふ也。官省府県は皆此天職を補翼し奉り、各政事を分掌し玉ふ所也。然れば一切の政令遵奉堅守せざむばあるべからず。敬神尊皇もと其旨一なれば、尊皇の義挙がらざるときは敬神の実立たざるべし。尊皇の要も朝旨を遵守し各課分の職務に従事する

#### 右尊皇の大意

此両条の趣意を厚く体認するに於いては、子從婦等の緊務たる孝義貞の大倫を始め、其他の小道も立たさるの理なし。然れば先づ人道の要は貴賤老幼の別なく、第一に神祇天皇惠撫の聖旨に負かず、父母主夫兄長養育の深恩を忘れず、子從婦弟幼等を能く愛憐して各本職を勉務するの外なかるべし。其職を務むるとは、凡そ官人たる者は億兆をして政令を能く遵守し、其職業を励精し、以て生死樂域に至らしめ、邦家を富強にし、皇威を輝張し、内外邦の隔てなく一地球中、主從兄弟の如く信を篤くし、交際の道を倍々弘開し、天祖皇孫の威徳を普く教示し、天に二の大主宰なく、地に二の大君主なき道理を正

明にし、以て皇國をして眞に万邦の君上國たらしめむ事

『示蒙教導三條略弁』 田中知邦 (明治六年一月)

を期して職を奉すべし。農は五穀其他を熟く作り、上下

活計の用に供し、内國に余りあれば外國の不足を補ひ、

農は富國の本なれば其本の本たる所以を能く弁知し、大

に力作すべし。工は奇器珍物を製造し、万國の人力を大

に省き、日用に便利なる器械を益作出するを専務とすべ

- 一 天理人道ヲ明ニスヘキ事  
二 敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事  
第三条

商は万邦に往来し、上下日用に差支へざる様諸品を

融通するを要務とすべし。右職分を務むるの大槻也。尤

も本職に従事する事肝要たり。猥りに分外を計る事勿れ。

是則本教の大義たる敬神尊皇の一端、要務の大意ならむ  
もの也。

示蒙教導二條略弁

敬神とは、神祇を崇敬するの義也。凡神とは、天地人間

万物を鎔造化育し給へるの大靈にて、謂ゆる天神地祇な  
るが、八百万神と申して其數量かぎりなく極りなく座ます仲  
に、まづ第一に無上至尊たる天祖を崇敬するを主とす。

夫天祖天照皇大神は天神の大御議りを以て天上の大主宰  
と定め玉ふ、故に万古無窮に高天原に座まして六合を照  
臨し万のものを化育し給ふ大御神也。凡天地の間にある  
者は此御恩徳を蒙らざるもの一箇もあることなれば、  
地球上の億兆誰か皇大神を崇敬せざるを得んや。次に大  
国主神は地球中の幽事を總括したまふの大神なり。又產  
土神は各その土地を分掌し、殊に其氏子を愛護し給ふの

大神也。然れば大国主神產土神をも誠敬奉事せずむばあるべからず。神祇の徳美に洪大無辺、億兆みな其恩賴を蒙ること、山嶽よりたかく滄海よりふかし、敬せずむばあるべからず。其恩に報せずむばあるへからず。夫敬神の要是各固有の誠眞を以て崇奉敬事し、神の大御心を中心として其職に従事するの外なるべし。愛国とは、自國

を重愛するの義也。尤も他国といへども輕憎するの理あらず。如何となれば内外の万邦悉く天神天祖の造化にあらざるなく、其人民も皆天神天祖の愛育に洩るゝことなし。されば一地球中固より同一なる所以なり。然れども事物みな上下貴賤の別あれば、邦国にも上下貴賤の別なき能はず。又各自愛の心なきあたはざるは止むを得ざる所にして、外国の人民凡其本国を尊愛せざるはなし。殊に皇国の人民は天神天祖の極を立て統を垂れ、列皇相承け相繼き、億万歳変替なく、實に万邦に比類なき最上の國に生育してあれば、自國を重愛すべきの本を明にして皇国の皇國たる所以を察し、外国も一地球中の世界なれば猥りに輕憎するの心なく、天神天祖の万邦を造化し玉ひし広大の神意を体認すべし。抑自國を重愛するは國家

を富昌にし、兵力を強大にし、以て皇威を万邦に輝張せしむるを要とす。然れば上下貴賤同心戮力方嚮を一途に確定して、各其職に従事せんば富國強兵に至らず、富國強兵ならざるときは皇威を輝張すること能はざるべし。億兆厚く爰に注意して専ら職分を尽さすんばあるべからず。勤むべし励むべし。

#### 右敬神愛國の旨を体すべきの概意

天理人道を明にするとは、天地造化の神理と人間の行ふべき本道とを昭明にするの義也。凡天理とは、造化の神理にして謂ゆる事物の則なり。則は即耳目鼻口手足の類の種々無量の妙用をなすの如き是なり。凡ての事物に之を具備せざることなし。之を正善に働くべばあらばらず。人道とは人の行ふべき路にして、君臣親子王從夫婦兄弟長幼朋友の彝倫是なり。人たる者は神祇天皇を崇拜奉事し、父母主夫兄長に孝貞忠義を尽し、子從婦弟幼を愛育撫字し、朋友互に信実を篤くせずんばあるへからず。此道理明ならざれば諸事に迷惑ありて終始安逸なりがたし。尤天理人道は一にして理明なれば道もあきらかなり。理暗ければ道もくらし。理と道とは須臾も離るべ

からざるものにして、道理暗昧なる時は正邪善惡の別判然ならず。この別判然ならざれば正善を誤りて邪惡に惑溺し、本道を失ふて横路に迷入するの憂患なきこと能はざるべし。是天理人道を明にせざるを得ざる所以なり。

#### 右天理人道を明にすべきの概意

皇上を奉戴するとは、皇孫たる天皇を尊崇奉事するの義也。それ皇孫天皇は日神天照皇大神の御正胤に座まし、

神代の昔皇孫瓊々杵尊御祖の勅を奉じて日向国高千穂の峯に降り、此大日本國を君臨し給ひしより以降当今に至るまで、一百数十代皇統連綿変ることなく、動くことなく、天津日嗣を知食し給ふは最も天神天祖の神慮に出で、万邦に比類なき所にして、地球上の無上至尊たること著明なり。普天の下王土にあらざることなく、率土の濱王臣にあらざることなし。臣民たる者厚く奉戴せんばあるべからず。又億兆の安眠逸居するは皆皇恩に依らざることなし。人として此恩を忘却して可ならん哉。謝せんばあるべからず、報せすんばあるべからず。若皇上を奉戴せざるときは天神天祖の神慮に叶はざるべし。

能ち思ふべし、よく悟るべし。是皇大神と等しく尊崇奉

事せざるを得ざる所以也。朝旨を遵守せしむるとは、國家を富強にし億兆を安全ならしめ給はんが為に立給へる政令に戾らず、悉皆遵奉堅守せしむるの義也。抑政事は国家平穩万民安堵し、各其職業を勉励せしむるの大基礎にして、天皇親ら之を總知し給ふは、則天祖の依し玉ひし天職を奉じ玉ふなり。政府は其本官也。諸省職使府県の如きは皆分官にして大政を分掌する所也。此政令に背戾するものは謂ゆる違勅にして天神地祇の御心にも悖るべし。然るときは生きては不忠不孝の人となり、惡名を千載に残し、死にては其靈魂直に本に帰ること能はず。神祇の冥罰免かれがたく遁がれ難し。尤も憫然の至りなり。是朝旨を遵守せしめずんば有べからざる所以也。

#### 右皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべきの概意

以上童蒙の需めによりて教導三條の大意を撮録する所なり。神德皇恩の宏遠無量なる固より淺見菲才の能く述識すべき所にあらざれば、只其一端を擧ぐる而已にて要旨を尽すにあらず。看官其鹿漏を以て咎むことなかれ。

『教諭凡道案内』 佐田介石 (明治五年)

教諭凡道案内 等象齋介石述

教諭凡ノ大意、敬神愛國、天理人道、皇上奉戴朝旨遵守ノ三章ニ離レタル義ナシ。然レトモ三章ニ配当シテ説カザルヲ以テ、直チニ教諭凡ヲミテハ初心ノ人ハ教諭凡ハ三章ノ意ト異ナル歟ト思ハ。故ニ初學ノ人ノタメニ教諭凡ヲ以テ三章ニ活用スヘキ方法ヲ示ス。

一、敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキコト

敬神トハ、神ハ靈妙不測ノ徳アリテ、山川草木田野五穀一トシテ神ノ護持ヲ被ラサルモノナシ。皇國ノ人誰カコノ神ノ恩沢ヲ被ラサルヤ。神ノ恩沢最モ大ナリ。恭敬ヲツクスヘキノ極ハ神ニアリ。人トシテ安ソ恭敬ヲツクサ、ザルヘケンヤ。乍レ去神ニ恭敬ヲイタスハ、世間ノ俗礼ト異ナリ。世間ノ恭敬ハタゞ首ヲ下ゲ腰ヲ屈ムルコトナレトモ、神ニ恭敬ヲイタスコトハ専ラ心ニアリ。必シモ姿形ノ敬ニアラン。神ハタゞ至誠ヲ貴ビ玉フユエ、

ソノ正直至誠ノ人ハ影ノ形ニ添フカ如ク夜昼守リ玉フ。

ソレ神徳ヨク靈妙ニシテ、人ノ胸ノ内心ノ底マテ明ラカニ之ヲ見玉フコト、鏡ヲカケテミルカ如シ。故ニ神前ニ

テイカホド柏手ヲ鳴ラシ、百拜千拜シテ姿ノ恭敬ヲツクストモ、身ニ不忠不仁不義ヲナサハ、神何ソソノ恭敬ヲ受ケ玉ハン。神ノ悦ビ玉フトコロハ、タゞ至誠ノ一二アリ。ソノ至誠ノ至誠タルユヘンハ、仁義忠孝ノ行ヒニアリ。仁義忠孝ハ是レ人ノ道ナリ。人ノ道ヲ守ラサルモノハ人ニシテ人ニアラス、人ニシテ人ニアラサルモノハ是レ禽獸ナリ。札記ニ、猩々能言不レ離禽獸ニ鶲鵠能言不レ離飛鳥ノ類ナリ。禽獸ノ礼神何ソ之ヲ受ケ玉ハンヤ。タトヘハ子タルモノイカホド衣食ノ美ヲツクシ朝夕ノ事ヘヲ厚クストモ、盜賊博奕不義蜜通ナドノ惡行ヲ縱ニシテ、ソノ父母ヲ辱シメ、ソノ父母ノ心ヲ傷メバ、何ノ之ヲ孝トイフヘケンヤ。人尚然リ、況ヤ神ニ於ケルヲヤ。何ソ姿形ノ恭敬ヲ以テ悦ビ玉ハシヤ。故ニ神ヲ恭敬セント欲セハ、人ノ人タル道ヲ守ルヘシ。人ノ人タル道トハ即チ是レ忠孝仁義ナリ。ソノ忠孝仁義ノコトハ教諭凡ニ詳ナリ。

次ニ愛國トハ、之ニ就テハ大ニ心得分クヘキコトアリ。古人ノ語ニ、中人已上可ニ以語レ上中人已下不レ可ニ以語レ上トイヘルコトアリテ、中人已上ト中人已下トハ大

ニソノ別アリ。ソモヽ愛國ト申スコトハ、広ク天下國家ニ及フコトニテ、ナカヽ中人已下ノモノ、思慮分別ノ届クヘキコトニアラス。中人已下ノ愚民ハ纏カ一身ヲ愛シ一家ヲ愛スル迄ノコトニテ、隣家ノコトダモ喜憂ヲ同スルコト能ハス、マシテ況ヤ天下國家ノ広キヲヤ。タヒ如何ホド巧ニ説キ諭ストモ、山家獵村ナドノ賤民ハ国ヲ愛シ国ヲ憂ル理ヲ知テ国ヲ愛シ国ヲ憂ルナド、申スコトハ、容易ニ行ハル、コトニアラス。国ヲ憂ヘ国ヲ愛スルナド、申スホドノ大ヒナルコトハ、実ハ是レ中人已上ノ任ナリ。サリナガラ中人已下ヲシテ国ヲ憂ヘ国ヲ愛セシムヘキソノ法ナキニハアラス。タトヘハ一家ヲ愛シ一家ヲ憂フルコトハソノ主人ノ任ニテ、下女下男ナドノ預ルヘキコトニアラス。然レトモソノ家族下女下男ニ至ルマデ、ソノ主人ノ恩恵ノ厚キ慈愛ノ深キニ感服スルトキハ、ソノ小ナルハ身骨ノ勞ヲ厭ハス、体惜マズ蔭日南セズ、ソノ主人ノタメニ力ヲツクシ、ソノ大ナルハ身ヲ捨テ死ヲ惜マズ、ソノ主人危急ヲ扶クルニ至ルモノ、是レ即チ下女下男マデソノ主家ヲ憂フトイフモノナリ。コノ事一家ノ小事ナレトモ、延テ之ヲ一国ノ大

事ニ及サハ、一国ノコト皆然リ。天下ノ民匹夫匹婦ニ至ルマデ、天恩ノ厚キ国恩ノ重キニ感スルトキハ、国ニ危急ノ事アルニ臨テ、倉ヲ傾ケテ財ヲ出ストモ惜マス、又粉骨碎身ノ苦勞ヲイタシ、身ヲ捨テ命ヲ抛ツトモ厭ハサルニ至ルモノハ、是レ中人以下ノ愛國ナリ。中人以上ハ愛國ノ理ヲ知テ国ヲ愛ス。中人以下ノ人ハ愛國ノ理ヲ知ラズシテ国ヲ愛ス。然レトモ共ニ国ヲ愛スルニ至テハソノ理一ナリ。タトヘハ大人ハ薬ト知テ之ヲ服シ、小兒ハ菓子ヤ饅頭ニ包テ藥ト知ラズシテ之ヲ服ス。然レトモ共ニソノ病ヲ治スルニ至テハ、ソノ理一ナルカ如シ。故ニ中人以下ノ愚民マデモ、天恩ノ厚キニ感スルトキハ、別ニ愛國スヘキ理ヲ教ヘサレトモ、自然ニ国ヲ憂ヘ国ヲ愛シ、國家ト、モニ安危ヲ同フスヘキ心知ラズヽ起ルニ至ル。コノ中人以下ト中人以上トノ別ヲ知ラズ、ソノ任ニ堪ヘザルコトヲ妄リニ勧ムルハ、タゞ徒ラニ説諭ノ勞ヲナスノミナラス、大ニ害ヲ生スルニ至ル。是レ説教イタスモノ、第一ノ心得タリ。因テ中人以下ヲシテ愛國セシメント欲セハ、天恩ノ厚キコトヲ先ツ知ラシムヘシ。ソノ天恩ノコトハ教諭凡ニ詳ニセリ。旨ヲ体スヘキトアル体ノ字ハ、具サニ体認ト連用ス。

今ハ略シテ体トイフ。謨ノ字ハ見オミボヘル、見忘レヌトイヘル意ニテ、我体ヲ見  
オボヘ見忘レザルカ如ク、敬神愛國ノ理ヲ暫時モ見忘レヌヤウニスルコトヲ、敬神  
愛國ノ旨ヲ体認スルトハ申ス。イカホド愚カモノモ我体ヲ見忘ル、  
モノナシ。故ニ我体ヲ見レヌヤウニ思フヲ体トイフ。

## 二、天理人道ヲ明ニスヘキコト

サテコノ天理ヲ弁スルニ就テ、先ツ天道ト天理トノ別ヲ  
知ルヘシ。天道トハ物柄ノ上ニ就テ申ス。天理トハ物柄  
ノ上ニ具ハル用ニ就テ申ス。ソノ天道ニニ様アリ。一ハ  
陰陽ヲ以テ天道ト名ク。易ノ繫辭伝ニ、一陰一陽之謂  
道トイヘルモノ是レナリ。ソノ易ニイフトコロノ陰陽ト  
ハ、日往キ月來リ夜往キ昼來リ、暑去リ寒來リ春去リ秋  
來ルノ類ニテ、四時ノ循環草木ノ榮枯アル如キハ、是レ  
ミナ天道ノナストコロナリ。二ニハ吉凶禍福ヲ以テ天道  
ト名ク。コノ吉凶禍福ハ是レ善惡應報ナリ。善ヲナシテ  
福ヲ招キ惡ヲナシテ禍ヲ得ル、是レミナ天道ナリ。コノ  
吉凶禍福ハ是レ人ノ所為ニアラス。天ヨリナストコロユ  
エ之ヲ天道ト名ク。書經ニ天道福善禍淫トイヒ、  
又作レ善降之百祥、作レ惡降之百殃トイヒ、易ニ積善之  
家有余慶、積不善之家必有余殃トイヘルモノ、是レミ  
ナ善惡ノ應報ヲ以テ天道ト名ルノ微ナリ。故ニ天道トイ  
フハ、或ハ陰陽トイヒ或ハ善惡吉凶トイヘル品柄ヲ指シ

テ名ク。天理トハ品柄ノ上ニ姿形ノ替ルニ隨テ、ソレ  
（ニ理合ノ替ルトコロヲ申スナリ。タトヘハ火ノ用ハ  
上ニ升リ、水ノ用ハ下ニ降リ、人ノ歩ハ立テ獸ノ歩ハ  
僵々蟹ハ横行シ蛇ハ腹行スルカ如ク、万物オノヽ姿  
形ノ替ルニ隨テ、ソノ用モソレソレニ替ルトコロノ筋  
合ノ能ク分カル、トコロヲ天理トハ申ス。元来コノ理ノ  
字ハ、古文ニ里ニツクル。コレハ郷里ノ里ノ字ト異ナリ。  
今コノ里ハ篆文ニノニツクル。コレハ玉ニ筋アル貞ナ  
リ。故ニ理ノ字ハ玉ノ筋ノコトナリ。木ノ筋目ヲ木理ト  
イフモコノ意ニヨル。条理トイヘハ多クノ品ノ筋目トイ  
フコトナリ。因テ理ノ字ハ事ノ筋ヲ明カニ分ツノ義ナリ。  
是レ理ノ字ヲ、コトワリ、ト訓スルユヘンナリ。コトワ  
リ、トハ事ヲ割ルノ義、事ノ条理ノ紛レタルヲ明ニ分ツ  
ヲ、コトワリ、ト申ス。天トハ事ノ自然ニ成ルノ義ナリ。  
人ノ力ヲ借ラスシテ、自然ニソノ筋ニ事ノ趣クヲ天ト  
名ク。タトヘハ火ノ性ハ上ニ升リ水ノ性ハ下ニ降リ、重  
キモノハ沈ミ輕キモノハ浮フ類ビ。ミナ是人ノ教ニヨラ  
ス、独リ自然ニソノ筋ニ趣クトコロヲ天理トハ申スナリ。  
人ノ身ニ於ケルモ亦然リ。君ニ忠ヲツクシ父母ニ孝ヲツ

クシ、仁ヲ以テ行ヒ義ヲ以テ行フヘキコトハ、人ノ人タル筋目ニテ、禽獸ノ筋目ト異ナルユヘンナリ。故二人タルモノハ、孝弟忠信ノ四行、仁義礼智信ノ五常ハ、人ノ身ニ具ヘタル筋目ナリ。ソレ恩ヲ受ケテソノ報ヒヲ致スハ天理ノ常道、君ト父トハ大恩ノ極ナリ。忠ヲツクシテ君恩<sup>アダリマ</sup>三報ヒ孝ヲツクシテ父母ノ恩ニ報フハ、是レ臣タルモノ是レ子タルモノ、筋目ニアラスヤ。若シ大恩ノ君父ヘ不忠不孝ヲナスハ、是レ天理ニ背ク。故二人タルモノハ、忠孝仁義ハ必ス之ヲツトムヘキ筈ニ自然ニ定マレリ。サスレハ人トシテ忠孝仁義ヲ行フハ、コレガソノマ、天理ナリ。亦コレガソノマ、人道ナリ。人道ノ外ニ別ニ天理アルニアラス。天理ハ人道ノ上ニ具ハレリ。故二人道ヲ行ヘハ天理ハソノ中ニ自然ニ知ラズ々具ル。

因テ天理人道ヲ明ニストハ決シテ六敷コトニアラス。如何ホド無知ノ人タリトモ忠孝仁義ヲ行ヘハ、ソレガソノマ、天理人道ヲ明ニスト申スモノナリ。タトヒ万巻ノ書ヲ読ムトモ忠孝仁義ノ欠ケタル人ナレハ、天理人道ニ暗シトイフヘシ。時ニ天理人道ト申ス品柄ヲ尋ヌレハ、忠孝仁義ナリ。コノ忠孝仁義ハ、ヨク天理トシテ自然ニ具

ハルトコロノ人道ユヘ、之ヲ称シテ天理人道トイフ。故ニ天理人道ト申スハ、ソノ品柄ガニアルニアラズ。一人人道ノ上ヘニ具ハルトコロノ自然ノ筋合ヲ指シテ天理トイフ。ソノ人道トハ忠孝仁義ヲイフ。ソノ忠孝仁義ノコトハ教論凡ニ詳ニセリ。

### 三、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スヘキコト

天恩最モ重シ。国恩最モ厚シ。実ニ感戴セスンハアルヘカラス。ソレ世人ノ皇上ヲ奉戴スルコトノ厚カラス、朝旨ヲ遵守スルコトノ薄キハ、天恩ノ重キ国恩ノ深キヲ知ラサルユヘナリ。モシ天恩ノ天恩タルユヘンヲ知ラハ、誰カ厚ク奉戴セサランヤ。ソノ天恩ノ重キヲ知ラント欲セハ、教論凡ヲミルヘシ。

右ノ三章ヲ以テ必ス之ヲ直チニ教法ノコト、心得誤ルコト勿レ。教法ト申スハ、神官ハ神道ヲ以テ説キ、僧家ハ仏道ヲ以テ説ク上ニアリ。從来儒家ヤ僧徒ノ中ニ、皇國ニ有リ乍ラ間<sup>アマ</sup>、皇國ヲ忘レ神恩ヲ忘レ、剩ヘ輕蔑<sup>スル</sup>モノナスホドノ心得違ヒイタスモノアリ。故ニコノ三章ヲ以テ説教者ノ捷ト心得、己<sup>レ</sup>自ラコノ御趣意ヲ体認シ、又聴ク人ヲシテコノ三章ノ旨ヲ奉信セシムルノ御趣意ナリ。

『説教訓導道志留倍』第三編〔抄出〕 吉永良祐（明治六年三月）

説教大旨之事

説教ノ大旨、三條ノ意ヲ得テ説論シ、三條ニ合ヒテ所得ノ法味ヲ施スヘシ。故ニ略シテ三條ノ趣旨ヲ弁スヘシ。

第一敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキコトトハ、敬ハ恭敬、肅慎ノ義ナリ。曲札註ニ在貌為恭在心為敬ト云ヘリ。今タゞ敬神トハ、儒ニ神者陰陽不レ測也ト云ヒ、皇國ノ學者ハ迦々美ノ略ナリト云。迦々美トハ、在レ上下土ヲ照

臨シ玉フニテ鑑ノ義ナリ。其下土照臨ノ御事、實二人意ヲ以テ測リ知ルベキナラズ。依テ彼此言異ナレトモ、意相通ス。サレバ凡人ニ於テハ、唯神ノ御事ハ、古記ノ趣

ヲ信シ、實ニ不思議ノ御事哉ト仰キ敬セ奉ル外ナシ。ソノ事具ニ申サンコト容易ナラサレトモ、要ヲ採テ申サハ、大世界中ニ於テ皇國ハ万邦ニ比類ナキ神國ナリ。大古伊邪那岐、伊邪那美二神、天神ノ勅ヲ受テ生作シ玉ヘルニテ瑞穂ノ嘉名ヲ負ヘル上國ナリ。大世界中無數有情ノ中ニ此皇國ノ民ト生レ、瑞穂ノ上穀ヲ厭マデ受用シ、安穩ニ一世ヲ送ルハイカナル大幸ゾト云コトヲ、能々思ヒ合

スヘキナリ。其神恩ノ忝キヲ思ハンニハ、凡慮ヲ捨、古伝ヲ信得スルガ第一ナリ。然ルヲ今ノ人、自己ノ才覚ヲ以テ、彼此レ論スルハ、其心ノネヂケヨリ起スコトニテ、恐レ多キコトナリ。又外国人ノ大世界何レモミナ神造ナリ。日本バカリナラズ、而モ吾国ハ本、日本ハマツ未也ナド云ヲキ、ソレニ泥ミ疑ヲ起ス類モ少カラズ。依テ今、敬神ノ意ヲ体センニハ、正信心ヲ第一トスヘキ歟。

愛國トハ愛ハ愛樂ノムナリ音コウコナリ。古伝、去父母國<sup>ニ</sup>時、遙々行者、去父母國<sup>ニ</sup>之道也ト。此皇國ニ生レ皇化ニ生

レ皇化ニ浴スル者、何ソ愛國ノ心ナカラニ。父母ノ國ト思ハズハ、何ソ遙々トシテ行カン。皇國ヲ愛樂セハ、宜ク奉忠ノ思ヲ尽シ、其功ヲ遂クベシ。愛國奉忠ノ人ハ、各々修身齊家ノ道ヲ行フヲ以テ、一身ノ所務トシ、寸分ノ光陰ヲモ徒ニ送ルベカラス。

第二天理人道ヲ明カニストハ、天理トハ自然ニ施張シテ、犯セル者ハ不赦。是則人為ニ出タルニアラス。自然ニ、君ハ君タルベク、臣ハ臣タルベク、父子夫婦兄弟朋友、各其道アルヲ云フ。コレヲ人ノ身ノ上ニ行フヲ人道トイフ。故二人タル者、異路ヲ捨、正道ニ帰シ、諸ノ欲塵ヲ

離レ、直心ニ処シ、己カ不欲ヲ人ニ施スコトナカルヘシ。

各々一身ノ上ニ、人天受生ノ諸法種子ヲ具ス。故ニ賢聖

ノ教ニ順ヒ五戒ヲ護持セハ、家内眷屬モ和合シ、天道ニ

合ヒ、富貴榮昌ヲ致サン。

第三奉戴皇上・遵守朝旨セシムヘキコトトハ、皇上

トハ万乗至尊ノ御上ヲ称ス。皇國ノ至尊ハ天照皇大神ノ

神胤、万世一統、大世界中ニ比類モ無ク、無上至尊ニマ

シマセハ刹那モ緩漫ナク奉戴シ、凡人民旦夕ノ用途、皆

悉ク神ノ賛ニテ、行住坐臥スヘテ神惠ナラヌハ無キコ

トヲ深ク思フヘキナリ。

朝旨トハ朝廷ヨリ出シ玉ヘル大政ノ本旨ナリ。是則執政

大臣ハ皇上ノ聖旨ヲ承テ下ニ布告シ、畏クモ皇上ハ神ノ

道ニ本ツキテ勅シ玉ヲ所ナレハ、凡庸ノ吾曹イカニシテ

遵守ゼン。其方隅ヲ求メント欲<sup>オモ</sup>フニ、古云、兵食ハ可レ

去、信ハ除<sup>ク</sup>ベカラズト。此言至哉誠哉。熟案スルニ、

誠意正心ヲ以テ朝旨ヲ奉戴スルコト、星ノ北ニ拱スル如

ク、偏ニ洪恩ヲ報シ奉リ、万民共ニ昇平ノ化ニ浴セんコ

トヲ冀フベキナリ。此頃一布衣士云、謹テ朝旨ヲ守奉ラ

ント思フニ、恐多クモ方今ノ政体ハ、大ニ從前三異ナリ、

孟子ノ上下交征レ利國危ト云ヘル如クナラズヤ云々。不肖  
謂テ曰、否不レ然。子誤テリ。吾今一事ヲ挙テ語ラン。

今ヨリ十余年前ニ、東京近旁ノ蕃ニ、一經濟吏アリ。建

議シテ云、所轄ノ村々、租税ノ多寡ヲ檢シテ平均ナラシ

メ、而シテ後其田地ノ肥痺ヲ察シ、若其肥タル處ニハ、

尺寸ノ地モ空クセス、菜蔬豆菽ヲ種シメ、ソノ成熟ヲ察

テ、多少ノ税ヲ納メシメハ、若干ノ利ナラント。コレハ田ノ畔ニ薄付テノ税ナル故畔年貢ト云ヘリ

此議ヲ聞ク人々、利害ノ評、区々ナリシカト

モ、試ニ行フヘシトテ、不日ニ村々ヲ点検シテ其処置ア

リケル。カクテ兩三年試ムルニ、畔ノ植物次第々々ニ蕃

滋シ、新加ノ税ヲ出スニ勞ナキノミナラス、本田ノ耘勦

マテ精密ニト、ノヒ、如レ此スルコト未タ十年ナラサル

ニ、村々ノ生産昌榮ニ向フ氣色トナリ、之ヲ視テ他蕃マ

テモ頗称讚スルバカリトナレリ。コレ加税ナカク、勤農

ノ処置トナリタル也。コレ他ナシ。吏民共ニ私ヲ離レ、

実用ヲ旨トシテ成セル功ナリ。大學ニ書經ヲ引テ謂ヘル

如ク、心誠求レ之、雖レ不レ中不レ遠ノ効ナリ。方今庶政一

新出納ノ多少、廻置ノ緩急、抑揚幾箇<sup>イカバカ</sup>ソ。所詮吏民トモ

ニ堅ク志シ、厚ク勤タランニ、永世不朽ノ備、成ラザラ

メヤハ。昔貝原益軒ト云フ儒者、初メ損軒ト称セリ。其意ハ自ラ損シテ他ヲ益センノ志ナリシカ共、後自ラ益セ

ズンバ、他ヲ益スルコト能ハジトテ、益軒ト改メタリト聞ケリ。是命世ノ大儒ニテ、今ニ至ルマテ世人ノ仰所ナリ。方今ノ庶民モ、己カ家ヲ富マスハ、賦税ヲ欠減ナク納メ、且非常ノ要用ヲ充実セン為ニス。ナレハ、其一家ヲ齊フルカ即國用ナリ。カク謀ヲ定メ、心誠ニ富ヲ求ムル者、部内モ充滿スルニ至ラハ、豈富國強兵ノ備ナラスヤ。併是心誠求レ之ニ在リ。今人何事ノ企シテモ、始有テ終無キハ、誠ニ求メサル故ナリ。又一師ノ諭ニ云、下民ノ上ノ号令ニ遵フハ、病者ノ良医ニ託スル如シ。医師ハ其病ニ応シテ治ヲ加フ。病者ノ嗜好ニ隨ハス。故ニ為上者、下ヲ率ルニ、其弊ヲ除カシコトヲ要ス。只人情ニ隨ハシコトヲ要セス。民ソノ救弊ノ嚴格ナルヲウルサミ、肯テ甘受セズ。平常不精ナルヲ誠勵ストモ、勸農ノ意ヲ体セザルノ類、具ニ尽シ亘シ。

右教旨三章ノ弁、聊管見ニ任セ筆記ス。伏シテ大方知識ノ提示ヲ請フ也

『三條愚弁』 福田行誠 （明治五・六年頃？）

三條愚弁

念仏行者は昔より念仏より外の事は知らぬことなれば、行者が今七八十歳に及びたる身の、如何なる御沙汰があればとても、急に改め夫れをやめにして敬神愛国のことばかりを説て一切衆生に極楽はどうでもよひはと云様な説教は出来ぬぞ。僧又念仏をやめにせい、往生はよしにせよと云やうなる勅命もあらねば、やはり行者は昔通りに念仏を自らせ勤めさせて、各々と共に極楽へゆかねばならぬと申すより外かのことはなひぞ。夫れ故どうぞ皆のものも其心得にて、年来承り伝ふる通りの念仏を怠らずして、是非此度は決定して往生せねばならぬと云ことを急度心得たがよいぞ。此事は行者も年来自らも心得、人にも勧めさとす通り、すこしもゆるがぬことにて、これは弥陀如来の本願なり。釈迦如来の勸讚なり。十方如來の証誠とて毛頭虚妄でなひと云ことを、誰れ々々も深く厚く信して毛すじほとも疑がひ申すまひぞ。此外に仏法と云ものはなひぞ。此外に淨土宗と云ことはなひぞ。されば元

祖大師の一枚起請にも、唯往生極樂の為にはなむあみ陀  
仏と申して、疑ひなく往生するぞと思ひとりて申す外に  
は別の仔細候はずと示し玉ひ、又其次にも、此外に奥ふ  
かきことを存せば一尊の憐れみにはづれ、本願にもれ候  
べしと、示させ玉へるなり。いつも無常と云ものは、今  
日は明日をまたぬものなれば此外のことをゆるらかに云  
たり、仕たりして、何つまでも、千年も、万年も、居る  
様に思ふは迷ひと云ものなり。善導大師の日没無常の偈  
にも、人間忽々として衆務を営む、年命の日夜に去るこ  
とを覚らすと諒め玉へり。少しでも口にひまがあらは、  
念仏を申せ、少しでも心にひまがあらば極樂を願ふべし。  
此れほとのことは釈迦牟尼如来二千八百年の昔し御説き  
成された趣きにて、阿弥陀經を始め一切經中に所々に散  
説してある、天竺より支那に伝り、支那より三韓(今朝鮮)より日本  
の三十代欽明天皇と申す御世に初めて  
此の御國に伝へたるを、今日まで凡そ一千四五百百年弘通  
に碍はることなくて、行者が今一同に伝へて聞かせるな  
り。国が違ふても、代か替つても、此の後生菩提の道は  
かることは少しもなきこと、おもふべし。魂神不死と

云つて、魂は何百年すぎても死ななくならぬものと云こと  
じや。善惡の因果に就て悪をなせば悪い果報の処へ魂  
ひがゆくぞ。されば精出して善事を行ふて念佛を申せば  
後生の魂が西方極樂世界の九品の花の台に現れるぞ。後  
の世の魂も他人のものではないぞ。ゆだんをしては八寒  
八熱の地獄や、飢渴の餓鬼道や、角を戴き、鱗こを着る  
やうな畜生道にゆかぬ様にし玉へや。さて近ころ 天子  
様より三ヶ條の教則と云ことを御さたが出た。此れは是  
れより日本の国教と云ものにせよと云ことじやに由て、  
一通りはいか様なる愚夫愚婦も耳のあるほとのものは聴  
かねばならぬ。口のある程のものは申さねばならぬ。故  
に愚かなる生れつきの行者もいさゝかこれを示しておか  
ふ。

三條と云ことは、第一に敬神愛國と云こと、第二に天理  
人道と云こと、第三に皇上奉戴朝旨遵守と云ことぞ。第  
一敬神愛國とは、敬神とは神々様を敬ひて御そまつに心  
得てはならぬと云ことぞ。日本の神々は天子様の御先祖  
さまにて、此國も此五穀も此衣服も最初に作りかためて、  
こしらえて下されたと云ことが、神代の記と云御記録に

かき伝はりてあり、されば此御恩をよく／＼わきまへて  
みよ、今日飢もせず、凍もせず、命をつないでゐるのは  
みな此の神々様の御恩そと云ことを忘れましきことぞ。  
夫れ故朝廷の年中行事の中にも、神々の御祭りはけしか  
らず、御丁寧にあることは、夫れそれの御記録に出てあ  
る通りぞ。されば諸宗の祖師方にも伊勢を始め、春日、  
八幡、住吉などの向き／＼の神々へ、御拝礼なされて其  
時々にはさま／＼の御靈けんを蒙らせられたることが高  
僧伝などの中には数へたてられぬほど沢山にあるぢや。  
夫れを今の人が心なきものは、御鳥居の前でも御辞儀ひ  
とつせぬや、神だなの前でも柏手一つうたぬは、不敬と  
云もので不礼なことぢや。其上に神さまが仏法を御まも  
り下さるればこそ、今日此方か極楽参りもできるものと  
思へば、信心者は別して敬神の道を心えたがよひ。愛國  
と云ことは世の譬へにも故郷忘れ難しと云て、たれでも  
己れか生れた国をひいきせぬものはなひ。天の覆ふ所、  
地の載る所、千万の国もあれども、日本に生れたるもの  
は日本を一番ありがたひとと思ふことは言はひでもした  
通りぢや。されども此ころの様に万国か輻輳するころに

は、凡夫のかなしさには此国より彼國かよいかしらんと  
思ふまいものでもない。日本にしりを向けてあちらへ降  
参する様なことがありては反逆人と云ものなれば、どこ  
までも皇國を貴ひ、よき国とあがめて、よき国に我らは  
生れきて仕合せものよと思ひよろこぶべきことぢや。信  
心者は別して仏法などは外の国にはなひ、外の国は天主  
教や、耶蘇教とて九十六種の中の梵天外道と申すが邪説  
を弘め伝へてみな輪廻六道の基となる教ばかりをよきこ  
とに思ふものどもなるを、此御國は昔より少しも邪教  
はなくて無漏純白の仏法を信向せよと、上は天子様を始  
め、下万民まで後生菩提の道を御信心あると云ふことは  
よく／＼あり難ひ御國ぢやと云ことを思へば、此国に生  
れたる御かげにて極楽へもゆかれる、悟りもひらくと云  
ものなれば、今生は安穏に、後生は安樂に、實に二世安  
樂と云國は此の御國に局ると云ことぞ。されば此國を愛  
せずに何れの国をか愛し申すべきや。此れは仏法信仰の  
ものに言ひきかせるまでぢや。

第二天理人道と云事、天理とは、天然自然と云ことぢ  
や。此れも色々の説き方もあらんなども、大きく天地

で云てみれば天は高く地はひくき、山はそびえ海はふかく、昼はあかるく夜はくらく、夏はあつく冬は寒く、春は花さき、秋はもみぢと云がみな天理にて、是非さもあるべきことを云ふ。草木で云てみれば花はあかきもの、柳はみどりなるもの、唐からしは辛きものにて、砂糖は甘かるべきものなり。禽獸で云てみれば鳥は羽ありて空にかけるべきもの、魚はうろこありて水におよくべきもの、天然の理なり。人に就て云てみよ、君は貴きものにて、敬し奉るべきものなり、臣は卑しくして仕へ申すべきなり。男は強くして外をかせき、女は弱くして内をおさむ、天然の理と云べし。併しながら此の天理は定まりたる様なれども、又国々の風土のさまざまにて一やうならざる也。山の多き國もあり、海の多き國もあり、あつき方かつよき國あり、寒き方のつよき國もあり。此れについて衣食住の作りさまも又一やうならず。其民の治め方も必ず同じことにはあらざる也、既に支那は代々帝王其家系を一にせず、亞米利加などは四年に一度大統領を代ると云へり。此亦國々の風儀にて天然しかすべき理なるべし。我日本などは天照皇大神より御血統を伝へさせ

られてより、万世一系の御治政なり。尤も中ころ王室御微弱なり時だも、強暴のともがらありと雖も、天位を窺ひ奉るものなし。況んや今日の御一新におけるをや、日本の天理は実にかくあるべきものと見えたり。

人道と云ふことは、全く人間の五倫五常をたしかに知り申してきかせやうなら、君には忠を思ひ、父母には孝を思ひ、兄弟夫婦には貞実ならむことを思ひ、朋友親類には眞実につき合て、不実のなき様にすべきなり。さて君は臣を愛重し、父母は子に慈教を加へ、夫は妻を愛顧するなど、みな人道と云ものなり。すべて人と云ふものは万物の靈と云て、凡そいきとしいけるもの、中には、一番すぐれたる果報なるもの故に、禽獸など、おなじやうなる卑しき、暴らき、おそろしき、氣味のわるひ振舞はせぬものと云ことを能々しるべきことぢや。此れも人道をわすれると、やがて主殺しの、親不孝の、追はぎの、やじりきりのと云ことが始まるぞ。おそれ慎みて人道を全く行はねばならぬと云ことを、ふかく信じて行ふべきことをわするなよ。

第三皇上奉戴朝旨遵守とは、仏家にては敬上慈下と云ふ

に治まり、安穩にくらさると云ふものぢや。

とあり。上求菩提と云ことありて、いつれも「」れより上たる人の教を必ず慎むべきと云ことを、ふかく心えて是を菩薩發心の始めとするなれば、出家などの上にては珍らしからぬことなれども、在家、小人、凡夫の上にては中興君臣の道かいさゝか親疎が出来りしより、上天子様よりは、己れ／＼か旦那がありがたひなど、心え違ひしたるものもあり相なに由て、此様のことも心得ぬと申しだんじて、反逆人ができてはわるひとと思召して此一條の御されたあることとみえる。天下國家を治むるには人の志し一様ならねば御政治のゆきとゞかせがわるひ故に、御丁寧にかくまでの御されたが有るなり。一同此れをわすれず、上よりの、御さた御布告、等閑に心えすに背き奉らぬ様に氣をつける。昔しの人も天の時は地の利にしかず。地の利は人の和にしかずと云はれて、人の和合が天下の一番大切なことにして、上下か和合せぬとあれば天下乱れる、親子夫婦が和合せぬとあれば一家が乱れる。何んでも和合は大切のものぞと云ことをしらねばならぬ。此箇条は上下貴賤、長幼の和合さへあれば天下は百万年

此の様なことは念仏行者などは今日まであまり云たことはなけれど、此ころの御布告なれば、改めて此だけのことはわざ／＼申しきかせるぞ。か様に深山幽谷に世を遁れてゐて、朝夕の食ふ蕎麦粉一匕溪水を汲て呑み、むしろを鋪ひて麻の衣一枚で大てい暑寒をすこす身分にて、世間のいらぬせわをやくと云こともいらぬせわなれども、天子様より申せと御意なさるは、いやと云てはすまぬから、此だけのこと尤も人の為になる結構な御教なれば、急度申しきかする。此一掬の谷の水ても、一匕のそばこても、一枚のむしろでも、一領の麻衣でも、一尺の岩の上でも、率土の濱王土に非すと云ことなしとありて、みな日本は日本の天子さまの御領分なるぞと思へば、此方どもか世をのかれてこれより極楽へゆく行ひを、上でならんとも仰せられず、むりに肉食妻帯せよとも仰せられず、よとも仰せられず、生涯樹下石上の行ひを改めず、生涯三衣一鉢の境界をもやめず、生涯厭欣念佛をつとめて居られ、さて此のおかげにて今生此國よりすぐに極樂へやつて下さるとあれば、

此ほどの天子様の御恩はなひから、わつかばかり、云ことをいへ、することをせよ、と仰せらる、位はやすひこ

とぢやに由て、右は今日はめつらしく三章の講釈をして

きかせる。さればと云て此三章は人間が今日生きてゐる

間だの行ひだそ。此れをすぐに後生にまでも持こんでお

くと申す御さためではなひぞ。後生のことは先こく云通

り、阿弥陀様の御引うけなされて、其の御支配なれば、

此れは精出して南無阿弥陀仏南無阿弥陀仏と唱へやうぞ。

外國も及ふものかは我御国

のちの世までの道ぞありける

外教にも地獄天堂を説て、勸善懲惡の道もあれとも、みな九十六種の外道より流出したるものにて、仏説の正理でなひ、其邪正のことは別にしるした書物か沢山ある、学者はこれをよめ。

『開化のは那し』〔抄出〕　曲肱軒主人　（明治五年冬）  
第三回  
説教帰途の宗旨論

往来賑はふ神明の境内詣で来る人数多なる中に、一人り

の老人、説教聴聞の帰途と見へ、信右衛門さん今日の御説教も誠に々ありかたくて、思わず涙がこぼれ、敬神愛

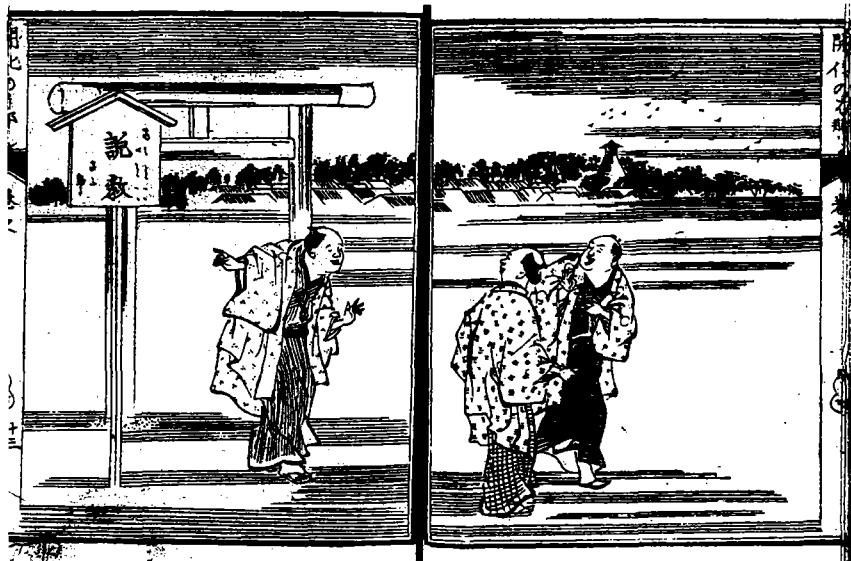
国の御さとしが實に肝に銘じました。御高札にもある通り、切支丹などといふは、中々這樣な難有い事は御坐りますまいといへば、一人りの老人、實に貴君の云われる

通り、有がたい御さとし、中々切支丹などが及ぶことでは御坐りますまい。しかし私がある洋学の先生の談話を聞ましたら、凡此世界の教法に数多くあれども、これを二つに分けて多くの神を信心する教へと唯一つの神を信心する教への二つで、切支丹なども一つの神を信心する

教法じやと云われましたといへば、一人りの老人は切支丹は魔法をつかひて死した親にも子にも逢はせ、平地が俄頃に海になり、醜男が好男子に変じ、土が金に化し、塩が三盆になり、天保錢が小判にかはり、欲しいものは自由に手に入るといふ様なことが出来るとき、ましたが、

全く左様なものでございませふかといへは、如何して決して左様なことはないとい、また其先生の話に、切支丹宗の祖師、耶蘇といふ人は支那で孔子、印度で釈迦といふ様なる尊ふとき人にて、万民の邪教に迷ふて悪に陥いるを救はんとして、遂に其身は猶太といへる国にて、二人りの盜人の間に挟まれて磔にせられたれども、靈魂死せず、三日の後に蘇生して天に上り、神靈長く天に在つて、万民を救護さる、神聖なる人だと西土の書籍に記してあるといわれました。さて其後耶蘇の徒弟が諸国へ散りて教法の種を蒔き、日を逐て実を結び、諸国に此教法が弘まり、逐次世を経て宗派が沢山に出来、旧教の新教のとて旧教の人は新教の人を仇の如く思ひ、新教の徒は旧教の徒を敵の如く看做し、本と善を勧め惡を懲す教法も固陋兎暴の資となり、歐羅巴中世に至つて耶蘇の盛んなるより僧侶の威勢甚しくなり、宗門異同の為に罪無き人を屠戮し、西班牙王非立といふ人、己れの信仰する所に異なるを以て耶蘇宗徒三百万人余を屠殺せしことんどありて教法の本旨を失ひ、鬭争や人を殺す資となりしは教祖耶蘇の罪人にて誠に悪むべきこと、しかし理学の

追々盛んなるに隨ひ、此風全く止みたり。しかし現今でも英吉利などもふろてすたんと宗<sub>耶蘇正教と称し</sub>宗<sub>宗派十九あり</sub>奉する人でなければ國政大臣にはせぬといふ法があるよし、其外猶太教といふは余程上古に流行せし宗旨にて、耶蘇教の前盛んに猶太國<sub>古昔の名</sub>に行はれ、また回々教といふは土耳其<sub>トルコ</sub>といふ国一般これを信じ、其外亞細亞・亞非利加の中にも信仰するところあり。近頃は天竺にも此宗旨を信仰するものが夥多出来て、却つて本尊の釈迦の教へは地に落るといふ沙汰也と。此宗旨の祖師はまほめつといふ人にて、亞拉比亞<sub>アラビア</sub>といふ国の駱駝飼にて深山の中にて多年行をなし、天の使ひだと偽言を以て愚民を惑はし、其後諸国を切り取り、自ら教主といふて暴威を振ひし人だといひます。さて是等の宗旨は皆一つの神を祭る教法にて、多くの神を祭るは婆羅門教・釈教の二つにて婆羅門教は釈迦よりは古く、今でも前印度<sub>(アマ)</sub>に行はれ、其説虚誕多く、釈教と同じく木仏金仏などを拝み、人情にも疎く、今日本でも往昔より釈教が盛んにて、その為に王法の益もあれば悪ひこともあり、かかる文明開化の御代になり、人智も随つて開け、仏の空理に蠱惑<sub>まよ</sub>ふ人も少



なくはなれども、万民の心にこの宗教が浸潤みて居る故に、今天下の神官諸寺諸山の名僧知識をして空理を談ぜず、人心に切実肝要なる敬神愛國・天理人道を明らかにする三ヶ條の訳を能々説き聞せ、文明開化の良心になる様にとの厚ひ御趣意、それ故貴君方も能々此理を合点して怠りなく諸所の御説教を聴聞に行れよ。不動や地蔵の開帳などに衣裳などを華美にして参詣するは入らぬこと、赤いけだしに迷はぬよふな木仏金仏石仏も、情の無きは譽めた嗤しではない。情が無れば人を助ける利益もなし。それを信心するは無益なこと。夫よりは唯一心に御説教の趣旨を身に行ひ、後生を願ふの未来を頼むのと白痴たことに問を費さずと、此世に生れて人間の職分の欠ぬ様にされよと其先生の談話で御坐りましたといふ。折りから浴室帰りの若いもの、声張り揚て豊後の一ト節

### 忍夜恋の曲者

釈迦や達磨の其盛り、白痴た人は信心し、西夷のものに連れられて、サテ珍らしき切支丹、ソレわすれてか我国の、高天原の神心、こころ正しき国をみそめて恥かしや、皇倭魂今さら胸にない国体といふ、

これはこのをり知て明暮に、男児の念の今日の、い

葉ならんと同氣樓同病評す。

まとどいて嬉しいこの説教、疑ひはらしてきかしや

開化のは那し 卷の下終

んを

と唱ひ行くを一人りの老人は打ち聞いて、信右衛門さんまき将まき

門の文句で宗教の沿革を能く説き尽しましたナア。

評に曰く、教部三條の令出て弥陀の毫光滅せんと欲  
し、不動も開化して漸く脱劔せんとと思ふに、宗教  
は天下人民の心を固繫する所のものにして、其政治  
上に干渉する、亦大なり。彼西洋各国の如き上帝王

より下庶民に至るまで、礼拝日には各寺院に詣で真  
神を拝す。上の好む所下これより甚しきものありと。

今吾邦にても一六の休日には上天子より下等外吏に  
至るまで大教院に詣で玉ひ、信心礼拝其説教を聴聞  
し、人心の向ふ所を示し玉はゞ、果して下之より甚  
しく偶像礼拝の蛮風地を払ん歟。曲肱子の説教帰途  
の宗旨論説き得て妙なり。且耶穌の邪宗に非るを説  
きしは又妙なり。これを仮りて我邦旧来の偶像礼拝  
の弊を破るに足れり。頓て此書の世に行れて幼童女  
子もこれを読まば、開帳狂顛病には至極効能ある妙

『三則教の捷徑』 仮名垣魯文 (明治六年七月)

自叙

愚蠢の蒼生を救はんとても、人毎に説き、戸毎に諭すべき物に非れば、仮に術を設け其道によらしむるところやらの文には見つれ。こは方今説教をもて民を導くの類ひになん、教導職おのもゝ朝旨を遵守し、三則の大聲里耳に入しむる物から、我輩の文学びなきさへその大略を知るを得たり、あな歎しからずや。そが中に活業の繁く間なく説教の場に臨むを得ざる徒ありと伝へ聞からに、余幸ひに聴聞數度にして耳に止めたる三つの則を、と号け、斯桜木に彫めて、その道の枝折とはなせり。器きたなしとてその食を捨な置かれそ。

物の本かき

仮名垣魯文誌

于時紀元二千五百三十三年

第二月廿日於燈下閣毫



三則教の捷径

敬神愛國の  
俗解はやわかり

神國の人と生れて神々の  
知らでくらすは人でなし  
教への小口手みぢかく  
夫三則の御趣意とは  
守らにやならぬ三ツの事  
敬ひまつり我國を  
他國は言はず我國の  
太神宮のお末にて  
天のゆるしを受たまふ  
されば賤しき我々も  
先祖は天照太神の  
奉書櫻紙の尊きに  
浅草がみもかみの中  
その御先祖を敬はず  
悪魔外道に似たるぞや  
利益でくらす商人か  
龜末にすれば買ふ人は  
徳の元手の品物を  
商ふ者は正直の

お開きありし國の道  
國の人たる道しるべ  
おかしく説て聽かすべし  
神の造りし國民の  
其第一は神さまを  
大事にするが要ぞや

今帝様は日天子  
位る上なき大君と

神のお国に生まるれば

御家来筋の末社神

はるか劣れど塵がみも

神の御末で有ながら  
まつらぬ者は天の邪鬼  
物に譬へて言ふなら

家業の基の品物を

次第に減りて利益なし  
えらみてりちぎ実明に  
頭にやどる福の神





又商売をなまけ者  
お得意さまを敬まはず  
民部ペイブル帆かけ船  
廊の花と時ちらし  
富士を張ぬく文殻の  
おはらひ箱の店者は  
又は岩戸の家を閉ぢ  
憂目を見る妻や子の  
てんてこ舞をせし上に  
名をもうづめの命より  
都て百姓工人も  
神を敬ふ心こそ  
神と国とを大切の  
稼ぎてふやす身代が  
おのれ一人の懷中が  
ゆたかならねば根が朽て  
むかし昔のそのむかし  
第一番に我国は  
自然と魚のわく如く  
人を造りし神さまは  
天におかれりなされても  
人の世界を見おろして  
されば此世の人々は  
元は兄弟一家なり

売る品物に実を入れて  
金の替りの太政官  
三ツ井の札の数々を  
かみを龜末にするがなる  
つまりて伊勢へつけのぼせ  
太神宮の御罰なり  
家内忽ち常闇に  
長啼鳥のいたましく  
果は祓を債られて  
身代限り是かぎり  
おなし道理の元一つ  
國を愛する基なれ

元手と腹にしめ括り  
つもり／＼て國の富  
あたゝまりても住國の  
枝葉の枯るるたとへなり  
万国世界引くるめ  
天よりわかれ海川に  
神の別れが人となり  
お役が済て又元の  
高天が原の高きより  
朝暮守りたまふなり  
親類他人と隔つれど  
兄弟といふたしかなる



証拠は人の身も顔も  
 目鼻口耳乳や臍  
 凸凹も変りなし  
 大裸法師に海坊主  
 これらは總て神さまの  
 人間ならぬ化物の  
 人と生れて本分の  
 気儘勝手に悪をなし  
 神々さまの御名代  
 上に在して府県庁  
 曇らぬ鏡に照合せ  
 重さ軽さを分たまひ  
 咽を絞られ笠の台  
 此の世を去りしその後も  
 悪人原の魂しひは  
 百鬼夜行の仲間入  
 なき艱難を受るなり  
 北条時政などいふ  
 福をうる者偶さかに  
 神の御罰を蒙りて  
 泣あかされぬ目を見する  
 俗に地獄のせめといふ  
 あしき間合に廻りきて  
 塹りて死ぬるも有るなれど

毛のはえ所手や足や  
 男女のしるしもの  
 三ツ目入道轆轤首  
 のつペラ坊や怪獸  
 造りたまひし種ならず  
 外道とこそはまうすなれ  
 その職業を尽さずに  
 道に反けば此世には  
 その御血筋の天子さま  
 司法省とて裁判の  
 罪の秤りに貫目かけ  
 償金や島ながし  
 飛んで火に入る夏の虫  
 又神様の法ありて  
 惡魔外道や化物の  
 逐ははれて浮む瀬の  
 漢の盜跖日本の  
 悪人ながら此世にて  
 ありとはいへど死ぬ後は  
 くるしみ限りないたとて  
 大国主の神業を  
 又善人も仕あはせが  
 思ひもよらぬ災難に  
 魂魄不滅その里の

産土神様の取持で  
神の御褒美給りて  
これをば俗に極楽とも  
善と悪との罰利生  
蒸気のめぐりくるまにて  
禍ごとや幸福の  
爰の道理を弁へて  
職を尽して専らに  
天にも地にも只一人  
今帝様の外になし  
万事お世話の御厄介  
國と君とのお為には  
命も事に臨みては  
楯となりて報ふべし  
人を侮り軽しけば  
侮らるゝも國の恥  
交り深く礼厚く  
輝かするぞ要なる  
同じ地球の人なれど  
色の白黒髪の毛の  
からだに替りなきぞかし  
丸く納る玉の洲  
神の光りを魂ひに

天地のあらん其涯かぎり  
上なき樂を受るなり  
また天堂の果ともいふ  
遅き速きは人力と  
走る差ひはあるなれど  
報ひに差ふことはなし  
神より賦はづる本分の  
善を行ひ徳を積み  
御主人様といふものは  
惡を平げ善をあげ  
その大恩を忘れずに  
身を粉に碎き大切の  
先に進み手鉄砲の  
さりとて異国外國の  
ひらけぬ奴と彼の人に  
遠くの人は取持て  
神のお國の風俗を  
西洋諸國あめりかも  
季候と水の替りより  
赤きもあれど人間の  
されば世界はむつましく  
万国中の親國の  
うけてます／＼磨けよや人



天理人道の俗解

天理とは世界万物悉く  
捉たゞしき筋にして  
具へぬ物は物でなし  
第一番の物なれば  
押て行のが人の道  
最も人の大道ぞ

主上と臣下のその中は  
これをあら／＼尋ねるに  
詔によりて御子孫を  
おつけまうしてお鏡と  
此御國の大君たる  
神と君との御血筋は  
たえず変らず天と地と  
国を照して御先祖の  
今の天皇様までが

大盤石の御代々  
教へ育てる天職の  
叔御臣下の国民は  
神の孫彦玄孫なり

むかしは公家衆武家といひ  
分けて三色の上中下  
差別はあれど同じ人

造りたまひし神さまの  
世の中すべて此ことを  
人は万の物の中  
身に備りし神の理を  
親子夫婦や朋友は  
太きな道のその中に  
大の頭の大ぞかし  
太初天照大神の  
天子帝のお位に  
剣と玉と三ツの品  
しるしに授け賜ふより  
億万年の今までも  
日月と共に日の本の  
神武天皇様よりも  
一百二十六代の  
神に代りて万民を  
お主といふは唯一人  
伊弉諾伊弉冉御夫婦の  
その子の孫の子の孫を  
農民商人工人と  
今は華士族平民の  
恰利と痴愚で賤も



貴女の夫倫配偶  
うすふとゆい

うらの圖



貴き身にもなるぞかし

一の位のお方より

今帝様の臣下にて

其御先祖の志し

大事にかけてよくつとめ

忠と誠を尽すこと

天地の始め神さまの

又親と子の中々は

腹にやどして成長し

鳥獸類に劣るなり

と、つぱつぱうか、つぱう

とまる子鳩のしほらしや

巣立ぬはじめ親鳥に

羽根の延たる暁は

はこびて食はす例あり

貴き人と生れては

誠尽すに解らず

我子なりとて巣末なく

玉とまるめ蝶よ花

後はお為になる人と

黄金白銀珊瑚珠も

焼野の雉子や夜の鶴

人の常に子は親を

夫婦の道は父の種

上は太政大臣の

下は裏家のもの迄も

神の子孫である程に

繼てめい／＼その職を

今帝様を敬ひて

人と生れし人の道

定め給ひし規則なり

一つ体の肉をわけ

其大恩をしらぬ子は

鳩さへ親子の礼を知り

とまりし枝のその下に

かう／＼となく小鳥も

やしなはれたる恩がへし

餌食くわへてその親に

まして万の物がしら

親を敬ひ身をつとめ

親は其子を可愛がり

大事にかけて掌中の

養ひ育て成長の

なすこそ人の親の道

此子宝に如はなし

親はその子の可愛さが

敬ふこと孝の道

母の畑にまくはひて



子をうみ家を継ことは  
男神女神の神意を

人の大事と二柱  
受て婚礼益の

三々九度や色直し  
共に白髪の契り込

おまへ百まで妾九十九髪  
男は前へ女は後に

是ぞ神代の定なる  
よく導きて家の道

夫は常にその妻を  
治めて妻や子供等を

愛すが常の道なるぞ  
誠を尽し敬ひて

家を賄ひ輔つ、  
夫婦互ひに睦ましく

貞操守るが妻の道  
外と内とを掌り

家を調ひ子を生みて  
又朋友の交りは

育つを夫婦の道といふ  
信を厚く相互に

持つ持たれつ助け合  
睦み合のが友の道

心を一つに親みて  
此の大道を行

脇目を触れず横道に  
又朋友の交りは

曲らぬ道の奥意こそ  
又朋友の交りは

人の道なれ人の道なれ  
人の道なれ人の道なれ

### 皇上奉戴朝日遵奉の俗解

皇上と申すは恐れ大神の

天照下の人民を

此日の本の御国へ

天より授けたまはりし

先第一にお政事の

國を守らせたまふなり

ましてます／＼文明の

御正統なる君にして  
治め給はんその為に  
お降しありし天子様  
神のお心受たまひ

御法を立て民を撫

当時の御代はいにしへに

行届たる御政事は



今帝様の御慮

任に神をば御祭り

流行病の無い様と

恵ませ給ふ難有さ

陳文漢のむづかしさ

物識人に問ひ聞て

見捨ず耳によく止め

天子に仕へたてまつる

神と君との恩徳は

天の高さも地の底の

努わすれなよ三ヶ條

拝み敬ひたてまつれ

天祖の御授の

暴風雨不作また

恐多くも人民を

故に朝旨をよく守り

文字の心の解らずは

お触流しと等閑に

腹に納める者をこそ

お国の民の所為なれ

海山などは何のその

深さも更に及びなし

胆にありつけ朝夕に

あな／＼賢穴かしこ

裨官

仮名垣魯文

謹述

三則教の捷径  
全尾